

特記仕様書

・暴力団等不当介入に関する特記事項

- (1) 供給者は、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに注文者に報告すること。注文者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 供給者は、暴力団等により不当介入を受けたことから契約の履行に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、注文者と協議を行うこと。